

国立大学法人滋賀医科大学学生懲戒規程

平成 27 年 3 月 11 日制定
令和 5 年 11 月 10 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）第 52 条の規定に基づく学生及び大学院学生の懲戒に関し、基本的事項、手続き、標準及びその他の必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第 2 条 学生に対する懲戒は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 11 条及び同法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 26 条第 2 項に基づき、滋賀医科大学（以下「本学」という。）の学長が、教育上の権限により、大学の規律、秩序を維持し、教育目的を達成するため、一定の事由の発生を要件として、学生に加えるものである。

2 懲戒は、次に掲げる事項等を総合的に考慮し、教育的配慮を加えた上で行うものとする。

- (1) 懲戒対象行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 被害者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (4) 他の学生及び社会に与える影響
- (5) 過去の懲戒対象行為の有無
- (6) 日頃の学習・生活態度
- (7) 懲戒対象行為後の対応

3 懲戒の取扱いについては、刑事訴追の有無を処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

(懲戒の種類)

第 3 条 懲戒の種類は、学則第 52 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生の身分を失わせること。
- (2) 停学 一定期間登校を認めないこと。
- (3) 訓告 学生の行為について注意を与え、将来にわたり戒めること。

(退学)

第 4 条 退学は、学則第 52 条第 3 項のいずれかに該当する学生に対して行い、再入学を認めない。

(停学)

第 5 条 停学は、無期停学又は有期停学とし、この間の登校を認めない。

- 2 無期停学の期間は、6月以上、有期停学の期間は、6月未満とする。
- 3 無期停学は、6月以上を経過した後でなければ、解除することができない。

(訓告)

第6条 訓告は、学長が本学の教育的意思表示を文書をもつて当該学生に与えるものとする。

(謹慎)

第7条 学長は、学生の当該行為が懲戒に該当することが明白であり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、懲戒処分決定前に謹慎を命ずることができる。

- 2 謹慎期間中は、登校を禁止し、課外活動等への参加、図書館等の大学施設の利用も禁止するものとする。
- 3 謹慎の期間は、その全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(懲戒の手續)

第8条 教育を担当する副学長（以下「副学長」という。）が懲戒対象行為を確認した時は、直ちに学長に報告するとともに、事実認定及び懲戒処分の内容若しくは謹慎の必要性について調査するため、医学・看護学教育センター学生生活支援部門会議（以下「部門会議」という。）の議を経て、当該部門会議の構成員で組織する調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会には、事案により部門会議の構成員以外の者を加えることができるものとする。
- 3 調査委員会は、当該事案について、調査及び事実確認を行い、懲戒に関する事実認定の報告書並びに懲戒の要否及び懲戒処分案（以下「懲戒処分案」という。）を作成するものとする。
- 4 調査委員会は、調査にあたり当該学生に対して事情聴取を行うものとする。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束、その他の事由により直接事情聴取を受けることができないときは、これに替えて文書による質問、照会等により事情聴取を行うことができるものとする。
- 5 調査委員会は、当該学生の逮捕・勾留により、直接本人から事情聴取を行えない場合であっても、事実確認を慎重に行つたうえで、懲戒に関する事実認定を行うことができるものとする。
- 6 調査委員会は、事情聴取に際し、当該学生に口頭又は文書により弁明する機会を与えるものとする。ただし、当該学生が弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく、これに応じなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 7 調査委員会は、懲戒処分案を副学長に提出するものとする。
- 8 副学長は、前項の懲戒処分案を部門会議への諮問を経て教授会又は大学院委員会に諮問し、その意見を学長に報告するものとする。

(懲戒処分 of 決定)

第9条 学長は、副学長からの報告内容を教育研究評議会に附議し、その議を経て、懲戒処分を決定する。

(教育的措置)

第10条 副学長は、第8条に定める手続きにおいて、懲戒処分に相当しないとされた場合においても、学生の本分についての反省を促すため、当該学生に対し、次の各号に掲げる教育的措置を行うことができる。

- (1) 嚴重注意 口頭又は文書により、強く反省を求めること。
- (2) 注意 口頭又は文書により、反省を求めること。

(停学期間中の措置)

第11条 停学期間中の学生については、当該学生のクラス担任、学年担当の教員又は指導教員が、面談等により、更生に向けた指導を担当するものとする。ただし、当該学生の精神的なケアについては、保健管理センター等と協力して行うものとする。

- 2 停学期間中は、滋賀医科大学医学部医学科及び看護学科の授業科目の試験及び進級取扱内規（以下「進級取扱内規」という。）第2条に定める試験の受験は認めない。ただし、履修手続きは可能とする。

(懲戒処分の通知及び発効日)

第12条 懲戒処分の通知は、学長が当該学生に別記様式1により懲戒処分書を交付して行うものとする。

- 2 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付した日から発生するものとする。

(告示)

第13条 懲戒処分を行った場合は、別記様式2により7日間、学内に告示するものとする。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第14条 学長は、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

- 2 学長は、被処分者から請求があった場合は、当該文書を開示することができる。

(不服申立)

第15条 被処分者は、懲戒処分の内容に不服があるときは、その理由及び証拠となる資料等を付して学長に対して別記様式3により不服申立を行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、懲戒処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に限り行うことができるものとする。
- 3 学長は、前項の不服申立があったときは、学長が指名する者をもって構成する審査委員会を速やかに設置するものとする。なお、審査委員会の取扱については

別に定めるものとする。

(停学処分の解除)

- 第 16 条** 副学長は、停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、部門会議の議を経て、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。
- 2 学長は、副学長からの申請に基づき、停学処分の解除を決定することができる。
 - 3 停学の解除の通知は、別記様式 4 により、学長が当該学生に対して行うものとする。

(懲戒処分と学籍異動)

- 第 17 条** 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主休学又は自主退学の申出があった場合は、この申出は受理しないものとする。
- 2 学長は、休学中の学生を停学処分とする場合は、当該学生の休学を取り消すものとする。
 - 3 学長は、懲戒処分の決定前に、当該学生に学則第 50 条に規定する除籍となる事由が発生した場合には、除籍処分を保留し、次の各号のとおり行うものとする。
 - (1) 懲戒の種類を退学とした場合には、除籍となる日をもって退学の懲戒を行う。
 - (2) 懲戒の種類を退学以外とした場合には、除籍となる日をもって当該懲戒を行うと同時に除籍する。ただし、除籍事由が死亡の場合には、当該事由により死亡の日をもって除籍し、懲戒手続を中止する。

(試験における不正行為等の取扱)

- 第 18 条** 試験における不正行為を行った場合は、進級取扱内規第 11 条第 4 項に該当する場合について、本規程により取り扱うものとする。

(学生による再調査の請求)

- 第 19 条** 懲戒処分を受けた当該学生は、処分の根拠となる事実が存在しないことが明らかになった場合、若しくはその他正当な事由がある場合には、学長に対し再調査を請求することができる。
- 2 前項の請求があった場合、学長は遅滞なく再調査を副学長に命じるものとする。

(再調査委員会の設置)

- 第 20 条** 副学長は、前条第 2 項を受けて、再調査を実施するため、部門会議の議を経て、当該部門会議の構成員で組織する再調査委員会を設置するものとする。
- 2 再調査委員会には、事案により部門会議の構成員以外の者を加えることができるものとする。

(再調査の手続き)

- 第 21 条** 再調査委員会は、再調査請求の根拠事由を確認し、その結果に基づき次の各号のとおり行うものとする。
- (1) 再調査請求を却下すると判断した場合、却下すべき理由についての報告書

を作成し、副学長に報告するものとする。

(2) 再調査が必要と判断した場合、再調査請求の根拠事由についての調査を行い、懲戒処分案を作成し副学長に報告するものとする。

2 副学長は、前項の報告内容を部門会議への諮問を経て教授会又は大学院委員会に諮問し、その意見を学長に報告するものとする。

3 学長は、副学長からの報告内容を教育研究評議会に附議し、その議を経て、再調査請求の却下又は懲戒処分（処分不相当を含む）を決定する。

（懲戒の標準）

第 22 条 懲戒の標準は、別表のとおりとする。

（規定の準用）

第 23 条 この規程は、学則第 11 章に規定する聴講生等に準用する。

（守秘義務）

第 24 条 学生の懲戒処分等に関与した者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第 25 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 10 日から施行する。

別表 懲戒の標準

懲戒対象行為の標準的な例及び懲戒の種類は以下の表のとおりとする。

以下の表に掲げられていない行為についても、本学の名誉・信用を失墜させる行為、本学の規則に違反する行為、医療人としての職業倫理に反する行為等、その内容によっては、懲戒の対象となる。

また、懲戒の種類についても、個々の事案の事情より、異なる種類の懲戒を加える場合がある。

なお、過去に懲戒処分を受けた学生が、再び懲戒対象行為を行った場合は、悪質性が高いものとして、より重い懲戒を加えることがある。

懲戒対象行為の標準的な例	懲戒の種類
1. 犯罪行為（未遂行為を含む）	
(1) 殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐等の凶悪な犯罪を行った場合	退学
(2) 傷害、窃盗、詐欺、恐喝等の犯罪を行った場合	退学又は停学
(3) 痴漢、のぞき見、盗撮、ストーカー行為、その他迷惑行為等の犯罪を行った場合	退学、停学又は訓告
2. 交通事故・交通法規違反	
(1) 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、飲酒運転、ひき逃げ運転、無免許運転、暴走運転等、悪質な行為を伴う場合	退学
(2) 上記(1)以外の人身事故を起こした場合で、飲酒運転、ひき逃げ運転、無免許運転、暴走運転等、悪質な行為を伴う場合	退学又は停学
(3) 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	退学、停学又は訓告
(4) 上記(3)以外の人身事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
(5) 飲酒運転、無免許運転、暴走運転等、もしくはそれらのほう助行為等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
3. 薬物事犯	
違法薬物又は危険ドラッグ等を所持・仲介・使用した場合、又は薬物を不適切に使用した場合	退学又は停学
4. ハラスメント等行為	
セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等に該当するハラスメント行為等を行った場合	退学、停学又は訓告
5. 飲酒の強要	
(1) 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた行為	退学又は停学
(2) 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	停学又は訓告
(3) 20歳未満の者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は訓告
6. 個人情報の漏洩	
授業又は実習・研修等で知り得た、教職員、学生及び患者の個人情報を漏らした場合	
(1) 情報の漏洩が故意の場合	退学又は停学
(2) 情報の漏洩が過失の場合	停学又は訓告

7. コンピュータ等の不正行為	
コンピュータ及びコンピュータネットワークの不正使用等並びにこれらを利用した不正行為等	退学, 停学又は訓告
8. 試験における不正行為	
試験における不正行為の内容が著しく悪質であると認められる場合 (これにかかわらず、試験における不正行為については、「国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規」第11条及び「国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規」第11条に基づき処分することがある。)	退学, 停学又は訓告
9. 本学の教育・研究活動を妨げる不正行為	
(1) 研究成果作成の際に論文やデータのねつ造, 盗用, 改ざんを行った場合	退学又は停学
(2) 知的財産を喪失させる行為又は妨げる行為を行った場合	退学, 停学又は訓告
(3) 学生の学修, 研究及び正当な活動並びに教職員の業務を暴力, 威力等の不正な手段によって妨害した場合	退学, 停学又は訓告
(4) 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学, 停学又は訓告
(5) 本学が管理する建造物又は器物の破壊, 汚損又は不法改築行為等	退学, 停学又は訓告

懲戒処分書

(懲戒処分を受ける学生)	
学科・課程 :	
入学年度 :	
学 年 :	
学籍番号 :	
氏 名 :	
(懲戒処分の内容)	
滋賀医科大学学則第52条の規定により に処する (停学の場合:期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)	
(懲戒処分決定の日)	(懲戒処分書交付日)
年 月 日	年 月 日
(懲戒処分権者)	
滋賀医科大学長	
印	
この処分に不服があるときは、国立大学法人滋賀医科大学学生懲戒規程第15条第1項及び第2項の規定により、懲戒処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に対し、不服申し立てを行うことができる。	
(※必要に応じて関連規則を記載する)	

告 示

国立大学法人滋賀医科大学学則第5 2条の規定並びに国立大学法人滋賀医科大学学生懲戒規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行ったので告示する。

記

1 学生の所属学科・課程，学年

2 処分内容

(退学の場合)

退学

(停学の場合)

停学(有期停学の場合は期間を明記： 年 月 日 ～ 年 月 日)

(無期停学の場合は開始期間及び無期を明記： 年 月 日 ～ 無期)

(訓告の場合)

訓告

3 処分理由

年 月 日

滋賀医科大学長

印

不服申立書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

学科・課程 :

入学年度 :

学 年 :

学籍番号 :

氏 名 :

私は、 年 月 日付けで懲戒処分の告知を受けましたが、これについて下記の理由により不服申立を行います。

記

不服申立の理由 :

以上

停学解除通知書

学科・課程 :

入学年度 :

学 年 :

学籍番号 :

氏 名 :

上記の者は、 年 月 日から停学中であったが、 年 月 日付け
でこれを解除する。

年 月 日

滋賀医科大学長

印